

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | 水道メーター入札談合事件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| Sub Title        | A case of bid rigging on water meters                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| Author           | 牧, 厚志(Maki, Atsushi)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| Publisher        | 慶應義塾大学出版会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| Publication year | 2019                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| Jtitle           | 三田商学研究 (Mita business review). Vol.62, No.2 (2019. 6) ,p.35- 64                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| JaLC DOI         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| Abstract         | 談合事件を経済学の視点からみると「談合は競争を阻害する」という言葉で集約される。談合の背景をさらに検討すると、競争性を阻害する要因がすべての談合に共通ではなく、個別的・具体的に検討する必要があることが分かる。水道メーター入札談合事件は三つの個別の事件から構成されており、審決が1993年(平成5年), 1997年(平成9年), 2003年(平成15年)と継続して同一の水道メーター業界に出された。これにともない住民訴訟などによる業者に対する損害賠償請求事件も起こった。談合防止のためには、地方自治体に対しては、予定価格の推計、競争の可能性を広げるために一般競争入札に入札方法を変更すること、入札時に入札者に入札価格の具体的根拠となる見積書を自発的に提出させること、また、住民の行政への監視機能として住民監査権を尊重することなどが必要となる。 |
| Notes            | 論文                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| Genre            | Journal Article                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| URL              | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20190600-0035">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20190600-0035</a>                                                                                                                                                                  |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 水道メーター入札談合事件

牧 厚 志

### <要 約>

談合事件を経済学の視点からみると「談合は競争を阻害する」という言葉で集約される。談合の背景をさらに検討すると、競争性を阻害する要因がすべての談合に共通ではなく、個別的・具体的に検討する必要があることが分かる。水道メーター入札談合事件は三つの個別の事件から構成されており、審決が1993年（平成5年）、1997年（平成9年）、2003年（平成15年）と継続して同一の水道メーター業界に出された。これにともない住民訴訟などによる業者に対する損害賠償請求事件も起こった。談合防止のためには、地方自治体に対しては、予定価格の推計、競争の可能性を広げるために一般競争入札に入札方法を変更すること、入札時に入札者に入札価格の具体的根拠となる見積書を自発的に提出させること、また、住民の行政への監視機能として住民監査権を尊重することなどが必要となる。

### <キーワード>

水道メーター談合、随意契約、指名競争入札、一般競争入札、住民訴訟、損害賠償請求

### 1. はじめに

中央省庁や地方自治体の入札に係る談合事件が日常的に新聞紙上を賑わしている。談合の対象となる物件は、政府調達によるガソリン・重油などの燃料や制服などの衣料品から上下水道や道路整備など公共工事の分野というように、商品からサービスまで広範にわたり、また業種も石油精製業、繊維業、建設業など多岐にわたっている。特にゼネコンを擁する建設業では2005年（平成17年）に談合防止宣言を行った後も近年になり大手ゼネコン業者4社によるリニア新幹線建設を巡る談合事件が発覚し、現在も裁判中である。

このような談合事件を経済学の視点からみると「談合は競争を阻害する」という言葉で集約される。しかし、談合の背景をさらに検討すると、競争性を阻害する要因がすべての談合に共通ではないことに気付く。つまり対象となる財・サービスの性質は、広義の意味で、社会あるいは個

人にとって必需的な財・サービスであるが、当該財・サービスを取引する需要主体、供給主体、市場がすべての談合事件で共通の要素を持っているとはいえない。

例えば、談合の対象となった需要主体である発注元（中央省庁や地方自治体）においては、受注先を決定するために必要となる入札物件の予定価格の設定方法、供給主体である業者の選定方法、受注者の決定方法について、具体的には随意契約か、入札ならば指名競争入札か一般競争入札か、また発注者による決算のチェック方法などにつきいくつか相違点を指摘することができる。また供給主体（受注者である業界）では、業者間のつながりの深さを示す「貸し借り」の論理の強さの程度、業界の商習慣など業界の体質に相違がある。また需要主体（発注者）と供給主体（受注者）が対面する場である市場の性質の相違として、市場の時間的・空間的規模や代替品市場の有無などが挙げられる。このようなことから談合事件は個別的・具体的に検討する必要がある。

今回の談合の対象となった水道メーターを具体例としてみよう。水道メーターは各世帯で使われる水道の蛇口と道路に敷設されている水道管の間にあって、各世帯がどれくらいの水道を使っているかを計測する器具である。水は消費者にとって必需品であることはいうまでもないが、水の使用量を計測する水道メーターは、その精度を維持するために計量法という法律により規格が定められ、新品出荷時に検定を受けると同時に8年ごとに再検定を受けることが法律で義務付けられている。

水道メーターは大きく分けて一般家庭用とそれ以外の2種類がある。一般家庭用では口径が13ミリメートル、20ミリメートル、25ミリメートルと3種類あり三小口径メーターといわれ、さらに水道局が発注する製品は新品と再生品の2種類がある。計量法により水道メーターは8年ごとに交換しなければならない規定があるために、再生品の市場もでき上がっているのである。また家庭用以外では中・大口径メーターといわれる40ミリメートル、50～100ミリメートル、150～300ミリメートルの口径がある。そして地方自治体が発注する水道メーターは発注数量からみるとその大部分が口径が13ミリメートルから25ミリメートルの小口径水道メーターで、その中でも20ミリメートルが主力である。

最大の水道メーターの発注主体である東京都水道局の場合、水道メーターの受注数は年間で80万個から90万個といわれ、一般家庭で使われる口径20ミリメートルの水道メーターの平均単価は談合の存在した時期にはおおよそ4000円から7000円、直近のデータでも2500円であったから、仮に水道メーター 1 個が4000円で80万個とすると年間32億円程度の発注規模になる。<sup>1)</sup>

市場は水道メーターを取引する場で、独占禁止法では「一定の取引範囲」という。市場参加者には需要主体として地方自治体があり、供給主体として水道メーターの製造業者あるいは販売業者がいる。地方自治体は水道メーターの予定価格と受注契約の方法を決める。従来は地方自治体と特定の業者1社の間で随意契約による取引が行われていたが、随意契約は市場の競争性を阻害するという理由により、順次入札による取引に変更された。入札方法には指名競争入札と一般競

1) 後述するように、三重県名張市では年間700万円程度（平成6年度から平成8年度）、横浜市は3億8800万円（平成12年3月から平成14年3月の2年間）と地方自治体ごとに受注規模が大きく違っている。そして大口の発注をする東京都の受注価格が全国地方自治体の当該年度の相場を目安となることが判決文からも分かる。

争入札があり、談合事件の場合、指名競争入札による取引が一般的である。

地方自治体の立場から指名競争入札と一般競争入札を比較すると、指名競争入札にもメリットが考えられる。取引する物件に一定以上の技術レベルが必要とされる場合、品質を保持する意味で、従来から取引があった業者の方が安心である。また、万が一事故があった場合にもその対応が便利である。仮に一般競争入札によって落札した業者の落札価格が低かったとしても、取引が終了したとたんに落札業者の所在が分からなくなったでは困るのである。また指名競争入札には手続の便利さがある。指名競争入札の場合には事前の調査はあっても、契約書面に係る煩雑さを回避できる。よく民間企業において外国企業と契約する際には契約事項を精査する必要がある、その時間・コストは日本企業と契約する場合の比ではないといわれる。一般競争入札では良くも悪くも千差万別の企業が入札に参加する可能性があり、それに対処する事務処理量は膨大になる可能性がある。まさに一般競争入札では外国企業と契約するような契約手続を必要とするだろう。

しかしその反面、指名競争入札のデメリットも明らかである。受注価格が競争価格より高くなり、発注者は必要以上に高い価格で財・サービスを購入することになる。アダム・スミスの『国富論』にもあるように「経営者は簡単に団結できる」から、暗黙裡に協定を結ぶことによって、価格を高く維持することも可能になるのである。2節では水道メーターに係る入札制度について述べるが、供給主体はあたかも中世ギルドの親方のようなもので、阿吽の呼吸で価格協定に係る相互理解ができるのである。

談合というと建設業の独壇場のように思われるが、アダム・スミスの『国富論』では親方と職人の間の賃金交渉を例に挙げ、「親方は、その数がより少ないから、はるかにたやすく団結できる」、「われわれはこういう団結というものを耳にしないが、そのわけは、だれ一人として耳にしたためしがないのが自然だといってよいほど、それが日常の状態だからである」（大内・松川訳）。そして親方が団結する行動パターンは、職人との賃金交渉にみられるだけでなく、談合についても「その数が少ないからたやすく団結でき、それが日常の状態である」というスミスの知見が当てはまるようである。

今回の事件の分析の対象となっている水道メーター入札談合事件では、これまでに分析した事例、防衛庁調達実施本部事件（牧・六車・西川（2016））、東京都公共工事入札談合事件（牧（2018））と類似する点もあるが、相違する特徴もある。これらの談合事件における特徴の相違点を明確にすることも今回の分析の目的の一つである。

水道メーター入札談合事件の内容を詳細にみると、この事件は三つの個別の事件から構成されており、公正取引委員会の審決が1993年（平成5年）、1997年（平成9年）、2003年（平成15年）と継続して同一の水道メーター業界に出された。

水道メーター入札談合事件の発端は1992年（平成4年）に東京都、大阪府、福岡県それぞれの地方自治体が発注する水道メーターの受注に対して公正取引委員会が受注業者に排除勧告をしたことにある。そして1993年（平成5年）、それぞれにつき、勧告審決を出した。東京都では24業者、福岡県では11業者、大阪府では10業者が対象となった。東京都、福岡県、大阪府それぞれに共通に含まれる業者はC01、C02、C03、C05、C08、C09、C14の7社である。そして1994年（平

成6年)に公正取引委員会は課徴金納付命令を出した。課徴金を課された業者は東京都で24業者中23業者、福岡県で11業者中8業者、大阪府では10業者中9業者である。課徴金の金額について、東京都関係では総額1億3801万円で、業者別には2512万円から62万円までの幅がある。福岡県関係では総額が2606万円で業者別には610万円から54万円までの幅がある。大阪府関係では総額が1652万円で業者別には291万円から123万円の幅があった。

しかし水道メーター業界における談合体質は、このような審決と課徴金納付命令の後もなくならなかった。第2の水道メーター談合事件について、公正取引委員会は平成9年(1997年)に勧告審決を出した。この事件は東京都水道メーター入札談合に関して公正取引委員会が25業者を刑事告発したが、この25業者の中には第1の事件で勧告審決の対象となった業者24社が含まれている。東京高等裁判所の判決が1997年(平成9年)に出され、被告会社及びこの談合を担当した被告人に対して罰金あるいは執行猶予付きの懲役刑が科せられた。そこで2業者(C10, C19)及び1名が判決を不服として上告したが、最高裁決定が2000年(平成12年)に出され、上告棄却となった。

そして勧告審決の対象24業者が課徴金納付命令を受けた。課徴金の総額は3億8656万円で、平成6年と比較して平成9年の課徴金は約3倍と大幅な増加があるが、これは平成3年(1991年)7月1日に課徴金について法律の改正(平成3年法律42号)<sup>2)</sup>が行われたためである。

そこでこの事件に関連した各自治体あるいは地域住民によって談合に係る損害賠償を請求する訴訟が起こった。そのいくつかを取り出すと、名張市住民訴訟(平成11年津地裁損害賠償請求住民訴訟事件、平成13年名古屋高裁損害賠償請求住民訴訟控訴事件、住民敗訴)、東京都水道メーター入札談合損害賠償請求訴訟(2002年(平成14年)和解)、宇都宮市水道メーター損害賠償住民訴訟(2003年(平成15年)和解)などがある。

第2事件に続き、公正取引委員会は第3事件となる東京都水道メーター受注をめぐる19業者の談合に対して2003年(平成15年)にC02など18業者に対して勧告審決を、また2004年(平成16年)にC01に同意審決を出した。

またC02, C01, C30, C03及びその関係者が刑事告訴され、C03に対する裁判はC02, C01, C30と分離されて行われた。そしてC03及びその従業員2名が2004年(平成16年)3月26日に有罪判決を受けた。続いて4月と5月に残り3社とその従業員3名に有罪判決が出された。

そして公正取引委員会は勧告審決を受けた18社のうちC06, C17, C20, C31, C34, C35の6社を除く12社と同意審決を受けたC01の合計13社に対して2005年(平成17年)2月7日に課徴金納付命令を出した。<sup>3)</sup>

また一連の水道メーター入札談合事件に関連して横浜市、神奈川県、川崎市などで地域住民あるいは地方自治体からの損害賠償請求訴訟が起こった。

2節で今回の分析対象である水道メーター入札談合事件の内容と結果を検討する。この事件は

2) 4%の2分の1(実質2%)から6%になった。

3) 課徴金納付命令に対しC13, C32, C33の3社が不服を唱えたが、平成17年11月9日にC13に対し、平成18年3月24日にC33に対し、平成18年4月25日にC32に対しそれぞれ課徴金命令審決が出された。



全体としては水道メーター入札談合事件としてまとめられるが、上にも述べたように三つの事件から構成されている。

3節では損害賠償請求事件を取り上げる。経済取引について経済学では経済社会全体の経済循環を考え、需要主体と供給主体が市場に集まり、需要と供給の関係において市場価格が決定されることになる。しかし談合や独占市場などでは競争均衡価格より高い市場価格になる。違法な談合によって高い価格付けがされた場合には、最終消費者は不当な損害を被ることになる。

4節では今回の分析の評価を行う。4.1では予定価格と落札価格について、4.2は東京高裁判決の意味について、4.3は住民訴訟について、4.4は競争性の促進策について、具体的には予算と決算、罰則規定の見直し、情報公開なども含め、地方自治体にできること、供給主体にできること、消費者にできることをそれぞれ検討する。そして、4.5ではこれまで分析した防衛庁調達実施本部事件、東京都公共工事入札談合事件と今回の水道メーター入札談合事件における類似点と相違点を検討する。そして5節でこの分析の結論を述べる。

## 2. 水道メーター入札談合事件<sup>4)</sup>

### 2.1 第1事件（事件番号：平成4年（勤）第31号～33号）

東京都の水道メーター発注方法は、昭和48年（1973年）から平成2年（1999年）以前まで長年にわたりすべての口径の水道メーター受注について単価同調方式という特殊な随意契約が採用されていた。これは東京都が指名業者やその代理人に見積価格（入札の際の入札価格ではない）を提示させ、予定価格内の最低価格を提示した業者及びその単価で受注することに同意した業者と年間単価契約を締結する。そして年間発注総量の85%は年間単価契約を締結した各業者の前年度受注実績に応じて割り当て、15%は最低価格を入札した単一又は複数の業者にプレミアムとして割り当て、そして必要の都度随意契約によりそれらの業者が東京都に水道メーターを納入するという方式であった。

平成3年12月12日の公正取引委員会による立入検査以前には、水道メーターを供給する受注業者は、単価同調方式において最低見積価格の単価を東京都が作成する予定価格の近くに維持することに執心した。水道メーターの新品については土曜会、修理品については東水会という会合において最低見積単価を合意するとともにプレミアムを受ける業者について合意をしていたのである。

東京都のケースでは、平成2年度の水道メーター受注について平成2年3月30日と4月3日に指名業者による会合が行われ、受注業者と受注価格を業者間で決定する旨の合意をした。さらに平成3年度受注については平成3年3月26日に同様の取り決めを行った。なお平成3年12月に公正取引委員会の立入検査が入ったことにより、平成4年2月に東水会、3月に土曜会が名目上解

---

4) 1節では西暦を主とし、元号を（ ）書きにしたが、法律の文献では元号で提示され、以降は元号を主とし必要に応じて西暦を付加する。また業者名、個人名については、それぞれ、Cとcに2桁の数字を付している。

散したが、実質上は会合を続け従来同様の談合をしたのである。

福岡県のケースでは談合の期間を昭和62年10月28日以降とし、平成4年4月14日に談合をやめている。また大阪府のケースでは平成2年4月5日に業者間で受注予定者と受注予定価格の合意を行ったが、平成3年12月24日にこれを破棄している。福岡県と大阪府の場合には業者が地方自治体から指名を受けた場合にはそれを幹事会社に報告し、その決定に従うことになっていた。

公正取引委員会は平成4年12月11日に東京都、福岡県、大阪府の水道メーターを受注した業者に対し排除勧告をし、業者が応諾した結果、平成5年1月29日に東京都、福岡県、大阪府の水道メーターを受注した業者に対し勧告審決を出した。

東京都に係る審決の主文は、

一 C01, C02, C03, C04, C05, C06, C07, C08, C09, C10, C11, C12, C13, C14, C15, C16, C17, C18, C19, C20, C21, C22, C23及びC24の24社が、次の事項を東京都に通知しなければならない。

この通知の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

(一) 東京都が指名競争入札の方法により発注する水道メーターについて、平成2年3月30日に行った最低入札単価等の決定に関する基本方針、同日及び同年4月3日に行った平成2年度における最低入札単価等に関する決定並びに平成3年3月26日に行った平成3年度における最低入札単価等に関する決定を破棄した旨

(二) 今後、共同して、東京都が指名競争入札の方法により発注する水道メーターについて、最低入札単価等を決定せず、各社がそれぞれ自主的に入札単価を決める旨

二 前記24社は、今後、それぞれ、相互に又は他の事業者と共同して、東京都が競争入札の方法により発注する水道メーターについて、最低入札単価等を決定してはならない。

三 前記24社は、前二項に基づいて採った措置を速やかに当委員会に報告しなければならない。

そして福岡県に係る審決の主文は、以下のとおりである。

一 C14, C09, C01, C02, C05, C03, C08, C25, C26, C18, 及びC27の11社は、次の事項を指名競争入札等の方法により水道メーターを発注している福岡県内の市町村等に通知しなければならない。この通知の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

(一) 遅くとも昭和62年10月8日以降、福岡県内の市町村等が指名競争入札等の方法により発注する水道メーターについて、受注予定者及び受注予定価格を決定し、受注予定者が受注予定価格で受注することができるようにしていた行為を取りやめた旨

(二) 今後、共同して、福岡県内の市町村等が指名競争入札等の方法により発注する水道メーターについて、受注予定者及び受注価格を決定せず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨

二 前記11社は、今後、それぞれ、相互に又は他の事業者と共同して、福岡県内の市町村等が競争入札又は見積り合わせの方法により発注する水道メーターについて、受注予定者又は受注

価格を決定してはならない。

三 前記11社は、前2項に基づいて採った措置を速やかに当委員会に報告しなければならない。

また大阪府に係る審決の主文は、

一 C01, C14, C09, C02, C16, C28, C03, C15, C05及びC08の10社は、次の事項を指名競争入札等の方法により水道メーターを発注している大阪府内の普通地方公共団体に通知しなければならない。

この通知の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

(一) 大阪府内の普通地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注する水道メーターについて、平成2年4月5日に行った受注予定者及び受注予定価格に関する決定を破棄した旨

(二) 今後、共同して、大阪府内の普通地方公共団体が指名競争入札の方法により発注する水道メーターについて、受注予定者及び受注予定価格を決定せず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨

二 前記10社は、今後、それぞれ、相互に又は他の事業者と共同して、大阪府内の普通地方公共団体が競争入札又は見積り合わせの方法により発注する水道メーターについて、受注予定者及び受注予定価格を決定してはならない。

三 前記10社は、前2項に基づいて採った措置を速やかに当委員会に報告しなければならない。

水道メーター談合の場合、談合の仕組みは単純である。地方自治体の決めた指名業者の間で受注業者と受注価格を決定し、他の業者も幹事会社あるいは会合決定に従うというものである。課徴金の総額が大きい方から東京都、福岡県、大阪府になっている理由は、談合と認定された期間の相違によっている。東京都は平成2年4月5日から平成4年1月30日の1年10か月、福岡県は平成元年4月15日から平成4年4月14日の3か年であるのに対して大阪府は平成2年4月9日から平成3年12月24日の1年9か月だからである。<sup>5)</sup>

## 2.2 第2事件（事件番号：平成9年（勤）第3号）

第1事件でも述べたように、平成と年号が変わって間もない1990年代初期に地方自治体の水道メーター調達方法が従来の随意契約から指名競争入札や一般競争入札へといった入札制度の変更が起こった。

平成5年度になり東京都は受注方法の一部修正をした。それには平成5年1月29日に公正取引委員会から勧告審決を受けた第1事件が影響している。東京都では、平成5年度から8年度までに順次発注方法の改訂が行われた。平成5年度の発注に抜本的な変更はできず、一般家庭で使われる小型の水道メーター（三口径メーター）は指名見積り合わせによる単価同調方式を採用し、中・大口径の水道メーターは指名競争入札又は指名見積り合わせによって発注していた。発注金

5) 1節において、それぞれの課徴金について東京都関係では総額1億3801万円（1年10か月間）、福岡県関係では総額2606万円（3か年）、大阪府関係では総額1652万円（1年9か月）であった。



額の90%を占める三口径メーターについては単価同調方式を維持したが、プレミアムを15%から20%に拡大し、最低価格を提示した業者が3業者以上であった場合は、くじ引きで2業者のみにして均等にプレミアムを割り当てた。一方、業者側では、プレミアムを受ける業者について新品は主にC01とC02とし、修理品は最終的に東京都が行うくじ引きの結果に委ねることで合意した。そして中・大口径メーターに対してはC01とC02の担当者が幹事となって受注予定価格と受注予定者を決定することで合意した。

平成6年度になり、東京都はすべてのメーターを指名競争入札又は指名見積り合わせにした。ただし中小業者を含む多数の業者に受注の機会を与えるため、三口径メーターについて新品と修理品の別に指名業者をABCにランク付けした。一方、水道メーター業者はこのように契約方法の変更が行われるという予想から平成5年10月ころから営業実務責任者の会合を開き、東京都の発注方法変更への対策を相談していた。そして平成6年4月12ころと4月15日ころに行われた営業実務責任者会合において平成元年度から4年度までの受注実績に基づいた平成6年度の各社の受注割合を決め、幹事が入札期ごとに25社による受注物件の受注予定価格と受注予定者を決定し、幹事が連絡し、各業者がそれに従うという合意をした。

平成7年度に発注方法の変更はなかったが、平成7年4月12日の会合でその年度の各社の受注割合を決め、幹事が入札期ごとに受注予定価格と受注予定者を決定し、各業者がそれに従うという合意をした。

平成8年度には指名業者について新品1業者、修理品5業者の追加があり、指名業者のランクの見直しと修理品ランクの増加があった(ABCC')。また、業者は4月11日の会合で平成8年度の各社の受注割合を決め、幹事が入札期ごとに受注予定価格と受注予定者を決定し、各業者がそれに従うという合意をした。

しかし平成8年7月11日に公正取引委員会が立入検査をしたために談合の内容を実施できなかった。そしてこれ以降水道メーターの落札価格は東京都の予定価格を大幅に下回るようになった。平成6年4月15日から8年7月11日までが違反行為の実行期間に当たる。

公正取引委員会は平成9年2月に東京都が発注する水道メーターの入札談合について業者を告発した。そして平成9年3月19日に水道メーター業者25社に対し排除勧告を行い、業者はそれに応諾したために4月18日に審決となった。主文は、

- 一 別紙被審人目録記載の25社は、平成6年4月15日ころ、平成7年4月12日ころ及び平成8年4月11日ころに決定した東京都が指名競争入札又は指名見積り合わせの方法により発注する水道メーター(25社のうち指名を受けるものがC01及びC02の2社のみの物件並びに25社以外の者が指名を受けた物件を除く。)の受注予定者の決定に関する方針等に基づき、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた行為を取りやめていることを確認しなければならない。
- 二 前記25社は、次の事項を東京都並びに自社の役員及び従業員に周知徹底させなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

- 1 前項に基づいて採った措置

- 2 今後、共同して、東京都が指名競争入札又は指名見積り合わせの方法により発注する水

道メーターについて、受注予定者を決定せず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨

三 前記25社は、今後、それぞれ、相互に又は他の業者と共同して、東京都が競争入札又は見積り合わせの方法により発注する水道メーターについて、受注予定者を決定してはならない。

四 前記25社は、前三項に基づいて採った措置を速やかに当委員会に報告しなければならない。

この事件は刑事告訴され、東京高裁で刑事事件として裁判が行われた。判決は平成9年12月24日に出され、主文は、

一 被告会社 C01及び同 C02をいずれも罰金900万円に、同 C04、同 C07、同 C03、同 C06、同 C12、同 C10、同 C05、同 C11、同 C09、同 C08、同 C21、同 C14、同 C13、同 C19、同 C20、同 C15、同 C16、同 C17、同 C18、同 C22、同 C23及び同 C24をいずれも罰金600万円に、同 C29を罰金500万円に処す。

二 被告人 c01、同 c02、同 c03、及び同 c04をいずれも懲役9月に、同 c05及び同 c06をいずれも懲役8月に、同 c07、同 c08、同 c09、同 c10、同 c11、同 c12、同 c13、同 c14、同 c15、同 c16、同 c17、同 c18、同 c19、同 c20、同 c21、同 c22、同 c23、同 c24、同 c25、同 c26、同 c27、同 c28、及び同 c29をいずれも懲役7月に、同 c30、同 c31、同 c32、同 c33及び同 c34をいずれも懲役6月に処する。

右被告人34名に対し、この裁判が確定した日からいずれも2年間その刑の執行を猶予する。

被告会社は25社、被告人は34名であった。被告会社は500万円から900万円の罰金刑、被告人は執行猶予付きの6か月から9か月の懲役刑であった。東京高裁判決を不服として被告人 C10並びに c12、C19が上告したが、平成12年9月25日に上告は棄却決定された。

最高裁上告棄却決定の主文は以下のようであった。

本件各上告を棄却する。

次節のテーマになるが、東京高裁判決を受けてから各地で談合に対する損害賠償請求事件が起こった。判決にまで至った事件や和解になった事件がある。その詳細は3節で述べる。

## 2.3 第3事件（事件番号：平成15年（勤）第20号）

東京都は平成9年度以降指名競争入札をやめ、一般競争入札に変更した。公告により一般競争入札者を募り所定の申込条件を満たす当該参加希望者すべてを一般競争入札に参加させるものだった。

第3の水道メーター談合事件として、公正取引委員会は平成15年7月15日に C02など18業者に排除勧告を行い、8月7日に勧告審決した。この事件も東京都が発注する水道メーターの受注に対して談合をしたものである。その背景をみると、第2事件でも述べたように、平成8年7月11日に公正取引委員会が入札検査を行った後、東京都が発注する水道メーターの受注価格は低落した。そこで C02など18社及び C01は、遅くとも平成13年7月9日までに、東京都が発注する三口

径メーターにつき受注価格の引上げを図るために物件ごとに受注予定者を決定した。受注すべき価格は受注予定者が定め、受注予定者以外の業者は受注予定者が受注できるように発注予定者の提示する入札価格より高い価格で応札することにより、受注予定者が受注できるように協力するという合意をした。

大手業者である C02は、同じく大手業者の C03及び C30、同じく大手業者である C01が受注すべき物件を選別し、C02が自社及び C03、C30の 3 社及び C01が受注すべきそれぞれの物件ごとに受注予定者を決定する。そしてまた C02は18社から大手 3 社（C01は含まれない）を除くそれ以外の15社（これを中小業者という）が受注すべき物件を選別した。その上で、C02から中小業者の受注予定業者の選定をまかされた C31にそれらの情報を伝えた。C31は、C02から中小業者が受注すべき物件の連絡を受けた後、従来の受注実績を考慮して物件ごとに受注予定者を決定する。このようにして大手業者 4 社と中小業者15社の合計19社は三小口径メーターの大部分を受注した<sup>6)</sup>のである。

勧告審決の主文は以下のとおりである。

1 C02, C03, C30, C31, C18, C17, C09, C07, C06, C13, C15, C08, C32, C20, C33, C28, C34及び C35の18社は、それぞれ平成13年 7 月19日までに行っていた合意に基づき、東京都が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の規定が適用される一般競争入札の方法により発注する乾式直読型の口径13ミリメートル、同20ミリメートル及び同25ミリメートルの水道メーター（2 以上の異なる口径の水道メーターが同時に発注されている者を除く。以下同じ。）について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていたことを取りやめていることを確認しなければならない。

2 前記18社は、次の事項を東京都に通知するとともに、自社の従業員に周知徹底させなければならない。この通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

（1）前項に基づいて採った措置

（2）今後、共同して、東京都が前記一般競争入札の方法により発注する前記水道メーターについて、受注予定者を決定せず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨

3 前記18社は、今後、それぞれ、相互に又は他の業者と共同して、東京都が競争入札の方法により発注する前記水道メーターについて、受注予定者を決定してはならない。

4 前記18社は、前 3 項に基づいて採った措置を速やかに当委員会に報告しなければならない。

また、C01の同意審決主文は、

1 被審人は別紙審判開始決定書第 1 の 1 （2）事実記載の18社とともに、平成13年 7 月19日

---

6) 大手業者は C02, C03, C30, C01の 4 社であるが、C01だけが勧告審決に応諾しなかった。そのために勧告審決を受けいれた18業者には入っていないのである。C01は同意審決になった。また、新聞記事（毎日新聞）によれば、中小業者は水道メーター部品を C31や大手メーカーから購入しているため、C31からの指示に逆らうことができずその指示に従わざるを得なかったのである。

までに行っていた合意に基づき、東京都が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される一般競争入札の方法により発注する乾式直読型の口径13ミリメートル、同20ミリメートル及び同25ミリメートルの水道メーター（2以上の異なる口径の水道メーターが同時に発注されている者を除く。）について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていたことを取りやめていることを確認しなければならない。

2 被審人は、次の事項を東京都に通知するとともに、自社の従業員に周知徹底させなければならない。この通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

（1）前項に基づいて採った措置

（2）今後、共同して、東京都が前記一般競争入札の方法により発注する前記水道メーターについて、受注予定者を決定せず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨

3 被審人は、今後、前記18社又は他の業者と共同して、東京都が競争入札の方法により発注する前記水道メーターについて、受注予定者を決定してはならない。

4 被審人は、前3項に基づいて採った措置を速やかに当委員会に報告しなければならない。

また、この事件は刑事事件としてC02、C01、C30、C03の4社が起訴された。ここでC03は他の3社と分離され、東京高裁において平成16年3月26日に判決がされた<sup>7)</sup>。主文は以下のとおりであった。

被告会社C03を罰金2000万円に処する。

被告人Y1及び同Y2をそれぞれ懲役1年に処する。

この裁判確定の日から3年間被告人Y1及び同Y2の刑の執行をそれぞれ猶予する。

そして、この判決文で、「本件談合の対象になった東京都水道局の入札は、全国最大規模であることはもとより、他の水道事業体の行う入札や価格形成にも多大な影響を及ぼすものであって、本件入札談合の波及効果は大きく、不公正な入札の結果、具体的に一般消費者の利益が害されている点も軽視できない。」さらに「本件の受注調整の合意形成過程は関係会社の担当者が一堂に会することすらないまま幹事会社がいわば扇の要となって取り仕切っていくという巧妙な手段が採られているというものであって、このような合意形成の態様等に照らしても、そこには団結力を背景とした犯行実現の強固な意欲が窺われ、ひいて被告会社を始めとする関係会社間において事業活動の相互拘束力の強さが看取できる。」と判示している。これには、他の入札談合事件とは異なる構図が想定でき、まとめると表1のようになる。

7) C03は起訴内容を認めたために、それ以外の3社と分離されたと判決から推測される。他の3社のうち2社と個人2人が平成16年4月30日、1社と個人1人が平成16年5月21日に有罪判決を受けたことが公正取引委員会資料から分かるが、筆者はその判決文を見つけられなかった。このようにして起訴された複数の被告を分離して裁判を行うのは、リニア新幹線談合事件におけるG1・G2とG3・G4の例もある。

表 1 水道メーター入札談合事件における事件の構図

| 東京都                   | 東京都以外の地方自治体            |
|-----------------------|------------------------|
| 1) 地方自治体発注計画（予定価格の推計） | 1) <u>業者談合</u>         |
| 2) 入札公示               | 2) 各地方自治体発注計画（予定価格の推計） |
| <u>3) 業者談合</u>        | 3) 入札公示                |
| 4) 入札                 | 4) 入札                  |
| 5) 落札                 | 5) 落札                  |

このように東京都でなされた業者談合が業者間のネットワークを通じて東京都以外の地方自治体の水道メーター受注について間接的な影響を与えている。本件のように全国で規格が定められた水道メーターという同一の財を扱っている場合には、東京都公共工事における異なる物件を取り扱う談合（牧（2018）参照）とは違った構図になる。そして、防衛庁調達実施本部事件（牧・六車・西川（2016）参照）で扱った各種の石油製品談合事件との条件の相違は、防衛庁調達実施本部の発注物件には地域的な差があり、それが輸送費の相違となっていた点で、石油製品は同質でも輸送費を加えることにより同質の物件ではなくなっていることである。

そして平成17年2月7日に13社に対して課徴金命令が出された。

### 3. 損害賠償請求事件

水道メーター業者が談合を行った際の直接的な被害者は水道メーターを発注した地方自治体の水道局である。談合がない場合より高い価格で水道メーターを購入させられたからである。しかし水道メーター業者への支払は地方自治体の予算から行われ、直接的に地方自治体あるいは地方自治体の職員の懐が痛むわけではない。本質的な被害者は地域住民である消費者である。消費者は税金を支払い、その原資によって地方自治体から水道という公共サービスを受けとることを契約している。談合がない場合より高い価格で水道メーターの受注がされていれば、それは地方自治体の予算が適切に使われなかったことになる。仮に水道メーターの予算に余分な支出がなければ、別の公共サービスをより多く享受できるからである。形式的には、水道業者に対する損害賠償を求める主体として次の二つが考えられる。一つは地方自治体で、もう一つは消費者である地域住民である。そして地域住民である消費者が損害賠償請求する場合には、被告を地方自治体及び業者とする住民訴訟の形も取られる。

#### 3.1 東京都のケース

損害賠償請求事件の発端として原告を地域住民、被告を水道局長と水道メーター業者とする住民訴訟がなされ、続いて東京都水道局を原告、水道メーター業者を被告とする訴訟が提起された。この経緯が公正取引委員会の年次報告書から分かる。2.2節で述べたように、公正取引委員会は平成9年2月に東京都が発注する水道メーターの入札談合について業者を告発した。そして3月



19日にC01など25業者に対する排除勧告を行い、4月18日に平成9年（勸）第3号による勧告審決を行った。

そこで東京都の住民24名は、平成9年6月9日に地方自治法242条の2に基づき、業者ばかりでなく東京都の水道局長等を含む28名に対して、東京都に代位して損害賠償を求める住民訴訟を東京地裁に提起した（事件番号：東京地裁平成9年（行ウ）第142号）。

他方、東京都は平成10年4月14日にC02など25業者に対して独禁法25条に基づく損害賠償請求訴訟を東京高裁に提起した（事件番号：東京高裁平成10年（ワ）第1号）。

そして平成14年の6月22日及び10月4日に東京都と被告会社25社の間で和解が成立し、C01は2億7000万円、C02は1億9000万円など合計約20億5000万円の和解金を支払うこととなった。損害賠償請求期間は平成6年度から8年度の3年間であり、東京都の受注規模を年間30億円とすれば、和解金は年間受注規模のほぼ20%に相当する。これにともない平成15年1月7日に住民訴訟は取り下げられた。

時系列からみると、公正取引委員会の勧告審決の後、地域住民による住民訴訟が東京都と水道メーター業者に対して提起された。その後東京都が原告となり水道メーター業者25社に対して損害賠償請求を提起した。東京都と水道メーター業者の間で和解が成立したことを受けて地域住民も訴訟を取り下げたことになる。そして住民訴訟提訴（平成9年6月9日）と東京都提訴（平成10年4月14日）の間に第2事件の東京高裁判決（平成9年12月24日）がある。そして東京都提訴と東京都と水道メーター業者の和解（平成14年6月と10月）の間に最高裁決定（平成12年9月25日）がある。公正取引委員会の告発に端を発し、住民訴訟が起爆剤となり、また東京高裁判決や最高裁決定という司法判断が大きな転換点となり、これを受けて談合物件の発注元である行政機関の東京都が動きだし、最終的には受注者である業者との間で損害賠償請求事件に対し和解という流れになっている。

このように経済循環の過程で供給主体（入札による物件の受注者）の談合による競争制限によって価格が高く維持されている状況では、直接的な需要主体（地方自治体）と最終的な需要主体（消費者）が損害賠償請求をすることがある。通常のケースでは最初に住民訴訟が起こり、その後審決や判決の様子をみながら地方自治体が動き出すという例が多い。今回の東京都の場合は最終消費者である住民の損害賠償請求が間接的に認定されたことになる。しかし、談合における直接の需要主体である地方自治体の動きが悪い場合には、住民訴訟によって損害賠償請求が認められた判決は多くはない。一般的には次の三重県名張市のようなになる。

### 3.2 三重県名張市のケース

公正取引委員会は平成6年度から8年度にわたる東京都の水道メーターの入札談合事件について、平成9年に審決をした。これを受けて三重県名張市の住民は、名張市水道事業管理者に対しては損害賠償請求を怠ったことに対し、また水道メーター業者5社（C18、C02、C08、C03、C14）に対して損害賠償を求めた裁判を津地裁に提起した。

平成11年9月9日の津地裁判決の主文は、

一 原告の被告名張市水道事業管理者 A に対する本件訴えのうち、同被告が、被告 C18、被告 C02、被告 C08、被告 C03及び被告 C14に対して、1252万5246円を支払えとの請求を怠ることが違法であることの確認を求める部分を却下する。

二 原告の被告 C18、被告 C02、被告 C08、被告 C03及び被告 C14に対する本件訴えのうち、1252万5246円及びこれに対する被告 C18、被告 C02、被告 C08及び被告 C14は平成10年 5 月27日から、被告 C03は平成10年 5 月28日からそれぞれ支払済まで年 5 分の割合による金員の支払いを求める部分を却下する。

三 原告のその余の請求をいずれも棄却する。

四 訴訟費用は原告の負担とする。

裁判の争点は 2 点あり、時間的に法律上訴訟が成り立つのか、また損害賠償請求が成り立つのかという点であった。判決文によると争点は、

1 本件訴えの適法性

(一) 本件監査請求の期間の起算点

(二) 本件監査請求が期間経過後であった場合の正当な理由の有無

2 請求原因事実の存在

(一) 名張市の被告会社に対する損害賠償権の存否

(二) 被告水道事業管理者の右損害賠償請求権の不行使の違法性

であった。

裁判所の判断は：1 (一) 本件監査請求を行ったのが平成10年 2 月10日であるから、平成 9 年 2 月 9 日以前の水道メーター発注行為に基づく損害賠償権は監査請求期間経過後にされた監査請求である。<sup>8)</sup> 1 (二) 原告主張の監査請求期間の起算点は平成10年 2 月10日で平成 9 年 8 月 4 日ではない。2 (一) 名張市において談合したであろうと推測し、水道メーター価格の動きがそれと矛盾しないからこの推測が裏付けられるというのが疑惑の提示の域を出ておらず、必ずしも証明されたわけではない。2 (二) 価格が不当に吊り上げられていたという事実が証明されない以上、名張市の被告会社に対する損害賠償権が認められないから、水道事業管理者がその行使を怠っていたとはいえないし、被告会社が名張市に損害賠償する義務もない。

この判決を不服として名張市住民は名古屋高裁に控訴した。平成13年 8 月21日の判決の主文は、

1 本件控訴を棄却する。

2 控訴費用は控訴人の負担とする。

高裁判決では「怠る事実が発生」したのは平成 9 年 8 月 4 日とし、被告会社の名張市に対する

---

8) 公正取引委員会が平成 9 年 2 月に東京都の水道メーター入札談合事件の告発を行った。そして原告は名張市の水道事業管理者が水道メーターの適正価格を見極めるために半年程度要したとして、怠る事実が発生したのは早くとも平成 9 年 8 月 4 日であると主張した。

談合行為の期間を「平成6年度ないし平成8年度」と広げた上でも、談合について（１）談合の日時場所回数等を概括的にさえ特定できず、（２）談合における会議内容も確定できず、（３）仮に談合がなされたとしても、単価契約の相手方となった業者がすべて談合に参加していたか否かも具体的に確定できない。また事実として平成9年6月の入札価格は従前の単価に比して低かったが、この価格低下は談合の停止による可能性があるとしてもそれ以外でないとする確定的な証拠はないと判断した。

### 3.3 宇都宮市、横浜市、神奈川県、川崎市のケース

名古屋高裁判決に「控訴人は、東京都以外の地方自治体（川崎市、高知市、神奈川県、横浜市、神戸市、宇都宮市、津市）における入札状況……」という判示がある。新聞記事検索や地方自治体のホームページ検索をすることにより、いくつかについて経緯と結果が分かった。

宇都宮市の場合、新聞記事（毎日新聞）によれば、平成8年（1996年）8月30日と9月27日に宇都宮市水道局が行った水道メーター指名競争入札において、家庭用1戸当たり水道メーター価格8180～8230円の予定価格を設定して本命業者が落札したことで宇都宮市に損害を与えたとして、元宇都宮市水道局長、元宇都宮市水道局総務課長、並びに指名入札業者12社を宇都宮地裁に提訴した。事実、東京都発注の水道メーター入札談合事件（平成9年2月告発）以降、宇都宮市においても平成9年（1997年）8月の落札価格が3180円、10月が2900円と急落したのであった。なお、ここでの対象商品は口径20ミリメートル（新品）であると推測される。

平成15年（2003年）5月29日、損害賠償に係る住民訴訟は宇都宮地裁において和解した。その条件は、落札したC01など5業者が合計100万円を宇都宮市に支払い、指名入札業者12業者が原告に各9000円を支払うというものであった。しかし、和解条項の中に「業者の談合」という文言は入らず、C01も「原告は不法行為を立証しておらず、訴訟は長期にわたった。早期決着を図るために和解に応じた」というコメントをした。

次に横浜市、神奈川県、川崎市に移る。これら3事案について第2事件である東京都の談合に関連する判決がみつけれなかったが、平成10年の判決（「公文書非公開決定処分取り消し請求事件」平成9年（行ウ）第24号、横浜地裁、平成10年10月26日判決）により4.1で検討する予定価格と落札価格に係るデータが検討できる。この裁判の原告は横浜市民、被告は横浜市中区、原告は水道メーター受注に関する資料の公開を横浜市中区に対して請求したのであった。

一方、東京都に係る第3事件との関係で横浜市、神奈川県、川崎市が訴えた損害賠償請求の結果は神奈川新聞や横浜市水道局のHP、また横浜市水道局が作成した平成22年（2010年）9月28日の水道・交通委員会資料により結果が分かる。

横浜市、神奈川県、川崎市の第3事件にかかわる訴訟の概要は以下のようである。横浜市の訴訟提訴時は平成16年11月19日、契約発注額7億7600万に対して2億2800万円の損害賠償請求（損害賠償額・契約額比率：29.4%）をした。損害賠償請求額の推計根拠は、横浜市の報告書によれば、談合行為が行われる直前の落札単価と談合行為が行われた期間中の落札単価を比較し、その差額の合計額であるとされた。そして当初の被告はC02、C03、C01、C30の4社であったが、C30は

平成20年3月7日、1331万円の和解金で和解に応じた。裁判の経過をみると、平成22年9月15日第1審横浜地裁敗訴、平成22年9月29日東京高裁に控訴、平成24年10月11日第2審敗訴、そして上告を断念した。

神奈川県の場合は、訴訟提訴時は平成17年4月27日、契約発注額5億6300万に対して1億2600万円の損害賠償請求（損害賠償額・契約額比率：22.4%）をした。そして当初の被告はC02, C03, C01, C09, C28, C15, C06, C07, C30, C36の10社であったが、C06, C07の2社が破産、C30, C36の2社が平成19年8月21日に和解に応じた。

裁判の経過は、平成21年7月4日に提訴、平成21年7月16日第1審横浜地裁敗訴、平成21年7月29日東京高裁控訴、平成22年5月28日第2審東京高裁敗訴で、上告を断念した。

川崎市の場合は、訴訟提訴時は平成18年2月8日、契約発注額3億8100万に対して8200万円の損害賠償請求（損害賠償額・契約額比率：21.5%）をした。そして当初の被告はC02, C03, C01, C31, C18, C13, C07, C30の8社であったが、1社（C07）が破産、1社（C30）は平成20年7月10日、570万円を支払うことで和解に応じ、1社（C13）は、「口頭弁論に出廷せず答弁書も提出せず争うことを明らかにしないことから自白したとみなす」として8200万円の支払いを命ぜられた。

裁判の経過は平成23年1月20日第1審横浜地裁敗訴、そして控訴を断念した。このように多くの場合、一部で和解はするが、裁判で判決が出た場合は原告が敗訴という結果になった。

#### 4. 評価

東京都水道局による水道メーター談合について、第3事件の東京高裁判決には東京都以外の地方自治体で行われた談合事件を検討する際に有益な二つの判示がある。

- ①「本件談合の対象となった東京都水道局の入札は、全国最大規模であることはもとより、他の水道事業体の行う入札や価格形成にも多大な影響を及ぼすものであって、本件入札談合の波及効果は大きい」

これは、東京都の受注価格が地方に波及するという一つの相場観を形成することを示している。それと同時に数量の点からも東京都の発注数量は他の地方自治体と比べ大きな割合を占めており、東京都である程度の価格で契約できれば、他の地方自治体ではある程度利益を度外視した受注価格でも受注することが可能であるということである。このように推測できる理由は東京都が指定した指名業者と地方自治体における指名業者がほぼ同一であることから、指名業者は全国をカバーする企業と考えることが可能である。

- ②「本件の受注調整の合意形成過程は関係会社の担当者が一堂に会することすらないままに幹事会社がいわば扇の要となって取り仕切っていくという巧みな手段が採られているというものであって、このような合意形成の態様等に照らしても、そこには団結力を背景とした犯行実現への強固な意欲が窺われ、ひいては被告会社をはじめとする関係会社間において事業活動の相互拘束力の強さが看取できる。」



この判示はまさにスミスが『国富論』で述べた内容と軌を一にする。つまり指定業者は容易に団結することが可能になるのである。

このような高裁判決が平成16年3月に出された。当然これ以降の判決にも大きな影響を及ぼしたもののと思われる。

#### 4.1 公正取引委員会立入検査前後の受注価格の変化——予定価格との関連——

地方自治体の水道メーター発注から業者の受注までのプロセスを地方自治法234条に基づいて説明する。これは表1の左側でも示したように、第1段階では地方自治体が担当部局で作成する予定価格の設定から始まる。第2段階で地方自治体が受注の条件を随意契約、指名競争入札、一般競争入札のうちの仕組みを採用するかを決定し、公示する。第3段階では第2段階で決められた業者が受注のための用意をする。第4段階で受注業者が決まり（随意契約あるいは落札）、地方自治体と契約する。

ここで予定価格について検討する。予定価格は地方自治法234条1、2、3項に基づいて発注者の地方自治体の当該部局が作成する。そして予定価格の積算には市場価格方式と原価計算方式が使われる。予定価格積算の担当者は、東京都を例に挙げれば、東京都が物価調査機関（一般財団法人経済調査会や同建設物価調査会等）に委託して独自に調査し、市場の実勢取引価格をもとに設定した設計材料単価（水道メーターの場合には製造過程で使用される原材料費；著者注）や農林水産省と国土交通省の2省庁間で決めた公共工事設計労務単価、業者見積などを使用しながら積算を行う。

また、津地裁判決では名張市においては「財団法人建設物価調査会発行の『建設物価』という雑誌に掲載された水道メーターの価格を参考にし、過去の実績等を勘案して、あらかじめ予定価格（口径20ミリメートルのもので9200円）を決定……」（平成11年津地裁判決）とある。この9200円という数字をみると、そもそも積算に利用した統計自体が市場評価方式や原価計算方式に基礎を置いて実態を正確に描写しているのかという疑問が湧く。それは、水道メーター自体が専門の業者だけが取り扱う商品であることに由来する。つまり一般家庭には必ず水道メーターが設置されそれを通過した水道水を利用するが、消費者である一般家庭が水道メーターを各自で購入してこれを設置することはないと考えられるからである。計量法という法律で義務付けられた制度と8年ごとに交換するという規定により、通常消費者は水道メーター施工業者が用意した水道メーターを設置するのである。

さらに検討すると、建設物価調査で調査する対象の水道メーターの価格は、地方自治体の行った水道メーター受注価格に限定されたものになるのである。そして、この価格は調査時点の前から行われていた談合により高く設定されていた価格なのである。仮に水道メーターについて業者だけでなく一般消費者も自分の使用する水道メーターを自分で購入し設置してもよいという制度になれば、建設物価統計の公表値も違ったものになる。それは、自動車部品（たとえばタイヤ）などの例からも容易に想像がつくように、各地に個人向けタイヤのディスカウント店ができ、消費者は同一の製品をより安価で購入する機会を得る。別の例を挙げると、航空運賃における格安



料金や自動車部品や電気製品における純正品の類似品、先発医薬品に対してジェネリックなどが存在するが、建設物価統計では正規部品や純正品の価格、先発医薬品の価格などを調査していたようなものである。このように発注者が作成する予定価格が高く設定されていれば、業者が作成する見積りも企業努力で低下させるという動機づけはなくなる。

また原価計算方式の例として、業者の設定した見積り方法が平成11年津地裁判決文にある。それは「被告 C03は、工場原価を算出し、一般管理費と開発費を加えたものを営業渡し値とし、営業部門の人件費、諸経費及び利益を考慮して右価格の1.2倍以上を販売指導価格として水道メーターの価格を定めている。」つまり、営業渡し値×1.2倍以上が水道メーターの価格になる。

この判示をみると、

$$\text{販売指導価格} \geq \text{営業渡し値} \times 1.2$$

ただし営業渡し値＝工場原価＋一般管理費＋開発費であり、倍率のうち1を差し引いた0.2以上の数値の一部は利益であるが、利益に営業部門の人件費と諸経費を加味することにより、純粹の利益を明示的に示していない。一般的に企業が製造原価に基づいて価格を決める際には、利益率を決めたうえで予算上の原価である標準原価に（1＋利益率）を掛けた値とする。ここで証言による式の中にある開発費という項目と1.2倍以上という数値について、開発費がどれくらいの金額になるのか、また利益率を20%として発注者の提示する予定価格を超えない額となるだろうという点で、利益率を他の業種と比べてみる必要がある。

今回の裁判所判決には詳細な受注価格に関するデータが報告されていないが、それぞれの判決にその断片が記述されている。それらを取り出すと、

- ①……同（平成8年：著者注）7月11日に公正取引委員会の立入検査を受けたため、談合の結果を実施することを断念した。以後、水道メーターの落札価格は、東京都の予定価格を大幅に下回ることになった。（平成9年東京高裁）
- ②本件当時（談合が行われていた時期）の落札価格は、適正な自由競争の余地を残した東京都の予定単価とほぼ一致している……（平成9年東京高裁）
- ③平成4年3月31日から平成9年4月25日までに実施された随意契約又は指名競争入札に係る本件水道メーターの契約単価（契約単価又は落札単価）の推移は、別紙二のとおりである。（平成10年横浜地裁）
- ④平成9年6月25日から平成10年3月11日までに実施された入札における本件水道メーター（口径20ミリメートル）の新型類型の物の契約単価は、別紙三のとおり、平成9年8月までは3000円台で、同年11月からはほぼ2000円台に下落し、そのままの価格水準で推移していることが認められる。（平成10年横浜地裁）
- ⑤平成9年度から予定価格は大幅に引き下げられ、平成10年度に入っても、落札価格が依然低迷傾向にあり、かつ、それが異常値と認めるに足る証拠がない……（平成10年横浜地裁）
- ⑥平成6年度に名張市が業者に支払った金額は653万円余、平成7年度は647万円弱であった……（平成11年津地裁）

また、判決に関連して横浜市の資料に以下のようなものがある。

- ⑦（落札率について）訴訟対象期間（平成12年3月から平成14年3月）で平均落札率が93%、しかし直近3か年度（平成22年度から平成24年度）で75%。（横浜市水道局水道交通委員会資料）

経済分析に使える時系列は平成10年横浜地裁判決の別紙二（③を参照）と三（④を参照）であるが、これらは公開されている判決文の中で省略されており、手に入らない。しかし、平成24年横浜市水道・交通委員会の12月18日の議事録に水道局長の次のような報告がある。「（外部有識者による）調査委員会において、主に落札価格や落札時の変動など様々な議論をいたしました。裁判の訴訟の対象期間といたしましたのは、平成12年3月から平成14年3月までですが、この間、水道メーターの価格が、以前は7割くらいの落札率が9割以上、93%くらいに上がっている。その後、下がっているという事実がありました。ここにも書いてございますが、同時に行われました東京都水道局の水道メーターの入札に、公正取引委員会の方で談合を認定した事実の中で、この談合に横浜市、神奈川県、川崎市なども含まれているという判断を調査委員会として纏めておりまして、それに基づき第1審を迎えた。その後、証拠不十分という、推定はされても、客観的証拠が足りないというあたりがありまして、今までに出していたデータを精査いたしまして、さらに第2審に対応したのですが、残念ながら、やはり証拠不十分ということになった次第でございます。」

判決文により、表2のような平成9年2月前後における受注価格の時系列変化の一部分が取り出せる。（ ）内の数値をみると、受注価格が平成9年2月後には平成9年2月前の2倍以上であったことが分かる。

また図1は現実に公表された東京都の小口径3種類の平成24年から30年までの受注価格の推移である。これをみると20ミリメートルは毎回入札が行われており、落札額は2000円台で推移していることが分かる。そしてこの価格系列の平均価格は2370円、標準偏差は180円であった。しかし、口径15ミリメートルと25ミリメートルは発注が行われない入札時期もあったことが分かる。

さらに東京都の契約方法が随意契約、指名競争入札、一般競争入札と変化するにつれて予定価格も下がっていったという断片的な情報を組み合わせると、水道メーター受注価格の典型的なパターンを推論することができる。表2の現実の受注価格データから推測した受注価格に予定価格を加えたものが図2である。この図は前期、中期、後期と3期間に分かれ、前期、中期、後期の予定価格を、それぞれ、10000円、8000円、4000円と決め、受注価格については前期は平均7100円、標準偏差200円、中期は平均5500円、標準偏差200円、後期は平均2370円、標準偏差200円の正規乱数を発生させることによって描かれている。予定価格は受注価格の上限であり、予定価格以上の価格を応札者が提示すれば失格となり、落札による受注価格とはなり得ない。このような状況を考慮すると、予定価格がいったん下落すると、下落した価格に基づいた予定価格が上限となり、受注価格はそれ以下の水準で安定することになる。このように現実の世界では、落札価格が乱高下するような状況にはならないのである。ちなみに乱高下する受注価格の系列を、図2の

表 2 平成 9 年 2 月 4 日公正取引委員会刑事告発（第 2 事件）前後の各自治体受注価格の変化

| 平成 9 年 2 月前                                                                                                                          |               | 平成 9 年 2 月後 |                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-------------|------------------|
| 宇都宮市（平成15年毎日新聞）                                                                                                                      |               |             |                  |
| 平成 8 年 8 月・9 月                                                                                                                       | 8180円～8230円   |             |                  |
| 平成 9 年 8 月                                                                                                                           |               | →           | 3180円（257%）      |
| 平成 9 年10月                                                                                                                            |               | →           | 2900円（282%）      |
| (注) カッコ内の数値は（平成 9 年 2 月前）・（平成 9 年 2 月後）の比率である。この比率が200%以上であれば、平成 9 年 2 月前の落札価格は平成 9 年 2 月後の落札価格の 2 倍以上であったことを示す。他市におけるカッコ内の数値も同様である。 |               |             |                  |
| -----                                                                                                                                |               |             |                  |
| 名張市（平成11年津地裁判決）                                                                                                                      |               |             |                  |
| 20ミリメートル                                                                                                                             | 8900円         | →           | 3170円（280%）      |
| 40ミリメートル                                                                                                                             | 36000円        | →           | 24800円（145%）     |
| 50ミリメートル                                                                                                                             | 112900円       | →           | 55000円（208%）     |
| 75ミリメートル                                                                                                                             | 144000円       | →           | 65000円（221%）     |
| (注) 20ミリメートルは平成 6 年、7 年、8 年が見積り合わせ、平成 9 年は指名競争入札                                                                                     |               |             |                  |
| -----                                                                                                                                |               |             |                  |
| 上野市（平成11年津地裁判決）                                                                                                                      |               |             |                  |
| 20ミリメートル                                                                                                                             |               | →           | 3100円（287%）      |
| -----                                                                                                                                |               |             |                  |
| 四日市市（平成11年津地裁判決）                                                                                                                     |               |             |                  |
|                                                                                                                                      | 8800円         | →           | 3100円（283%）      |
| -----                                                                                                                                |               |             |                  |
| 東京都（平成11年津地裁判決・平成10年横浜地裁判決）                                                                                                          |               |             |                  |
| 20ミリメートル                                                                                                                             | 7100円         | →           | 5500円（129%）      |
| -----                                                                                                                                |               |             |                  |
| 横浜市（平成10年横浜地裁判決）                                                                                                                     |               |             |                  |
| 新型                                                                                                                                   | 8000円台        | →           | 5900円（随意契約5200円） |
| A 型                                                                                                                                  | 7000円台        | →           | 5815円（随意契約5000円） |
| B 型                                                                                                                                  | 4000円台        | →           | 3420円（随意契約3000円） |
| B 2 型                                                                                                                                | 3600円から43900円 | →           | 3580円（随意契約2700円） |
| (注) 新型について平成 9 年 8 月には3000円、11月には2000円になった。                                                                                          |               |             |                  |

前期・中期・後期全体をカバーする受注価格の変動の中に描き入れることも可能である。図 3 によって、受注価格の時系列変化を正規乱数を発生させたシミュレーションによってみるができる。この図は図 2 とは違い全期間について平均8000円、標準偏差2000円の条件で正規乱数を発生させている。しかし、前に述べたように図 3 のような変動は、現実には契約方法の相違による予定価格下落という制約があり、実現はあり得ないことになる。

図1 東京都の小口径3種類の平成24年以降の受注価格の推移

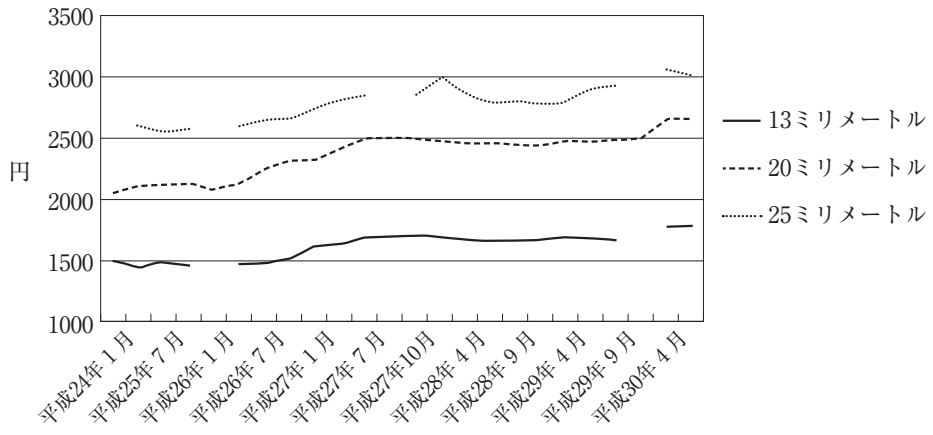
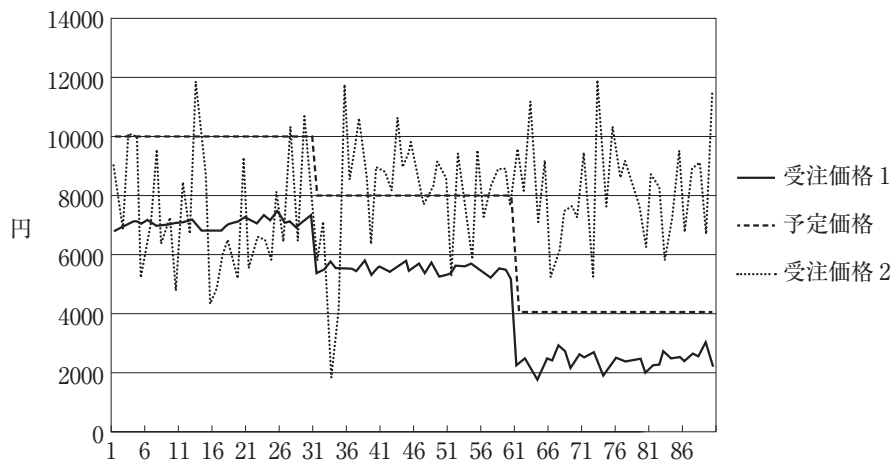


図2 予定価格と受注価格の推移（シミュレーション）Ⅰ



図3 予定価格と受注価格の推移（シミュレーション）Ⅱ



(注) 受注価格1は図2の受注価格である。

#### 4.2 第2事件平成9年東京高裁判決について

水道メーター談合事件では、東京都が発注する水道メーターは各年度に1件というわけではなく、1年に数回の入札機会があったと同時に、談合を行ったとされる年度が数年度にまたがることもあった。そこで、数年度にまたがる場合には基本合意が有効なのは最初の1年度だけなのか、また1年度の中に複数回受注の機会がある場合には最初の1回限りなのかということが刑罰の重さを考慮する際に重要な問題となる。

これらの問題点をまとめると、(1)基本合意はどこまで有効期間があるか、(2)談合はどの時点で既遂となるか、また(3)単位期間の1年をまたぐ談合事件の場合に談合の罪は一罪なのかあるいはそれぞれが罪になるのか、などとなる。

(1)と(2)の点(基本合意の有効期間・未遂か既遂か)については、以下のような判示がされた：相互拘束行為等が行われている競争が実質的に制限されることにより既遂となるが、その時点で終了せず、競争が実質的に制限されているという行為の結果が消滅するまで継続して成立し、その間にさらに当初の相互拘束行為等を遂行、維持または強化するために相互拘束行為が行われたときは、その罪の実行行為の一部となるものと解するのが相当である。

また(3)の一罪か併合罪かについては、以下のような判示がされた：不当な取引制限の罪は、3箇年度の談合を含む全体が継続犯として一罪を構成するにとどまり、平成7年度及び8年度の合意が不可罰的事後行為として罪にならないわけではない。

このように、基本合意は一つの談合事件全体を拘束し、そして各年度ごとにそれらは罪となり、さらに基本合意がなされた時点で既遂となるという妥当な判断になっている。

#### 4.3 地域住民の提訴した住民訴訟、地方自治体が提起した裁判について

住民監査請求は地方自治法242条により、また住民訴訟は地方自治法242条の2により地域住民の持つ権利である。

そこで、横浜市が原告となった損害賠償請求訴訟の横浜地裁判決、東京高裁判決、神奈川県が原告となった地裁判決、高裁判決、川崎市が原告となった横浜地裁判決などを取り上げる。

これらの判決の中で棄却された理由を、それぞれについて、検討する。これらについて表3のようにまとめた。

このようにそれぞれの判決を読むと、具体的日時や会合場所などの特定ができていないので、直接的な事実関係が証明されていないというのが判決全体の主張である。特に住民訴訟による損害賠償請求事件の場合では、住民には警察・検察・公正取引委員会等の持っている公的な捜査権というものがないことが致命的な欠陥になっている。刑事事件として、あるいは公正取引委員会の調査によって間接的に具体的日時や会合場所などの特定ができていても、原告である市民が独自の調査から具体的日時や会合場所などを特定することを裁判所が原告に要求するということは過大な負担であることは明らかで、この条件を克服することはほとんど不可能といってよいだろう。また、情報の伝達手段が会合だけに限られないことも具体的日時や会合場所などを特定することが難しくなっている理由にもなっている。電話や現代のネット社会ではeメールを使



表3 横浜市、神奈川県、川崎市が起こした裁判において原告の請求が棄却された理由

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>(a) 横浜市が起こした裁判</b></p> <p>(a. 1) 横浜地裁判決</p> <p>○本件では、原告の主張する事情の中には、本件入札において受注調整がおこなわれていたことを一応推認させるものもあるが、他方においてこの推認を妨げる事情も認めることができるのであり、原告主張の事情から受注調整の基本合意の存在を認めることはできず、ほかに本件入札において受注調整の基本合意が存在したことを認めるに足る証拠がない。したがって、原告の損害賠償請求は、その前提を欠くものであり、これを認めることはできない。(水道・交通委員会資料、平成22年9月28日、横浜市水道局)</p> <p>○(業者間で受注を調整するという)受注調整の基本合意が存在したことを認めるに足る証拠はない。(神奈川新聞：公開2010年(平成22年)9月16日)</p> <p>○(約2億3千万円を求めた)原告請求は前提を欠く。(神奈川新聞：公開2010年9月16日)</p> <p>(a. 2) 東京高裁判決</p> <p>○東京都の談合の合意に本市の入札が含まれていたという証拠はなく、また、控訴人が主張する間接事実は別の要因も考えられ、談合の存在を認める明確な根拠となりえず、証拠が不十分である。(水道・交通委員会資料、平成24年12月18日、横浜市水道局)</p> |
| <p><b>(b) 神奈川県が起こした裁判</b></p> <p>(b. 1) 横浜地裁判決</p> <p>○談合を認定するには立証が不十分。(神奈川新聞：公開2010年6月10日)</p> <p>(b. 2) 東京高裁判決</p> <p>○入札に関して価格情報の交換を行ったと認めるに足る客観的な証拠がないことから、談合を行ったとの証明はない。(神奈川新聞：公開2010年6月10日)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <p><b>(c) 川崎市が起こした裁判</b></p> <p>(c. 1) 横浜地裁判決</p> <p>○被告企業が全国的な受注状況を把握しコントロールするようになったことは談合の存在を窺わせる一つの間接事実となりうるとしても、重要な間接事実であるとはいえない。</p> <p>○都と川崎市の落札単価の推移は、相当に異なっており、都の談合と連動して行ったとはいえない。(神奈川新聞：公開2011年(平成23年)1月20日)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

うこともあり、また、大口の自治体について行われた談合と抱き合わせて小規模地方自治体の水道メーター受注の相談もすることが十分考えられる。

この点について4節の冒頭でも述べたが、第3事件の東京高裁判決では東京都水道局による水道メーター談合について、他の地方自治体で行われた談合事件を検討する際に有益な二つの判示が出され、そのうち②が意味を持っている。再度提示すると、

- ②「本件の受注調整の合意形成過程は関係会社の担当者が一堂に会することすらないままに幹事会社がいわば扇の要となって取り仕切っていくという巧妙な手段が採られているというものであって、このような合意形成の態様等に照らしても、そこには団結力を背景とした犯行実現への強固な意欲が窺われ、ひいては被告会社をはじめとする関係会社間において事業活動の相互拘束力の強さが看取できる。」

表 4 東京都に係る第 1 事件, 第 2 事件, 第 3 事件の要点

|           | 第 1 事件    | 第 2 事件                 | 第 3 事件    |
|-----------|-----------|------------------------|-----------|
| 審決        | 平成 5 年審決  | 平成 9 年審決               | 平成15年審決   |
| 判決・決定     |           | 平成 9 年東京高裁<br>平成12年最高裁 | 平成16年東京高裁 |
| 業者数       | 24社       | 25社                    | 19社       |
| 主たる受注方法   | 随意契約      | 指名競争入札                 | 一般競争入札    |
| 課徴金対象業者数  | 23社       | 24社                    | 13社       |
| 課徴金       | 1 億3801万円 | 3 億8656万円              | 7601万円    |
| 住民訴訟損害賠償額 |           | 20億5000万円              |           |

#### 4.4 競争と入札制度

東京都の受注方法の変更と受注価格の変化（質の変化との対応・関連）が表 4 に示されている。東京都の一連の事件を総合的に検討すると、競争の重要性が認識できる。水道メーターはそれ自体大きな技術変化は少なく、時系列期間中で品質も同質であると考えることが可能である。しかし、随意契約、指名競争入札、一般競争入札という契約方法のレジーム変化に対応して受注価格が段階的に低下したことをみると、競争性の重要性和地方自治体が作成する予定価格の見積りの重要性を確認できる。

ここで今回の水道メーター入札談合事件に関して地方自治体、業者、消費者、司法それぞれに改善点を提案することも可能であろう。

地方自治体は、予定価格の設定について専門的・技術的な情報を収集する必要がある。具体的には個別部品の原価などのデータ収集を広げることであろう。また受注者の契約方法について、今回の分析でも明らかになったが、競争の可能性を広げる方法として随意契約や指名競争入札から一般競争入札に入札方法を変更することが重要になる。そして一般競争入札に入札方法を変更するに伴い応募業者のチェック、契約事項に損害賠償請求を明確化することなどの措置が必要となる。また、いったん違法行為が行われた場合には入札停止や損害賠償金の請求などの措置を速やかに採ることも必要となろう。

業者については、入札時に入札者が入札価格の具体的根拠となる見積書を自発的に提出する、あるいは物件の決算書（業者費用）を業者の HP で積極的に開示するなど、積極的な情報開示の方向性を検討することも重要である。仮に業者でこれらの情報開示ができない場合には、地方自治体が業者に情報開示に向けた働きかけをすることも必要となるだろう。

消費者に対しては、行政への監視が重要なテーマとなるだろう。公共経済学の分野では「市場

の失敗」と並んで「政府の失敗」といわれる領域の研究対象ともなっている。

また、司法に対しては、談合事件に関連した住民監査権の尊重を検討することも必要ではないかと考える。それと同時に公正取引委員会などの行政機関が公表した資料との関係で原告の直接証明と間接証明に係る証明責任の範囲を再検討する余地もあるのではないかと考える。

#### 4.5 防衛庁調達実施本部事件，東京都公共工事入札談合事件，水道メーター入札談合事件における要件の相違点

今回の水道メーター談合事件以外にいくつかの談合事件を検討した。そこでこれらの事件を並列的に並べ、談合事件における個別的特性と一般的特性を検討してみたい。表5にはこれらの事件の要点を抜き出した。各談合事件について、談合の背後にある財・サービスの性格、受注者の属する業界の性格などには相違点がある。しかし、主要な業者間のネット・ワークが全国展開であることが共通していることに気が付く。また全国展開の業者、ゼネコンと地場業者の間の交渉力の相違ということも検討する必要があるだろう。このように、談合により不当な取引制限をする競争性の排除を不法行為あるいは違法行為として不正をただすためには、業者の意思疎通の手段としてネットワークの役割を再検討する必要性が高いのではないかと考える。

表5 防衛庁調達実施本部事件，東京都公共工事入札談合事件，水道メーター入札談合事件における要件の相違点

|          | 防衛庁調達実施本部事件       | 東京都公共工事入札談合事件        | 水道メーター入札談合事件             |
|----------|-------------------|----------------------|--------------------------|
| (1) 財の性質 |                   |                      |                          |
| 財・サービス   | 石油製品<br>(同質)<br>財 | 公共工事<br>(異質)<br>サービス | 水道メーター<br>(同質)<br>財      |
| 原材料購入先   | 海外                | 私的市場                 | 私的市場                     |
| 輸送費      | 有り (異質)           | 無し                   | 無し                       |
| (2) 発注者  |                   |                      |                          |
| 発注者      | 中央政府              | 地方自治体                | 地方自治体                    |
| (3) 受注者  |                   |                      |                          |
| 受注業者     | 石油業者              | ゼネコン<br>地場業者         | 全国展開の業者<br>地場業者          |
| 親睦団体     |                   | 有り                   | 有り                       |
| ネットワーク   | 全国                | 全国                   | 全国                       |
| (4) 発注方法 |                   |                      |                          |
|          | 指名競争入札            | 指名競争入札               | 随意契約<br>指名競争入札<br>一般競争入札 |
| (5) 市場特性 |                   |                      |                          |
| 事件対象物件   | 全国規模              | 地域                   | 地域                       |
| 競合市場     | 私的財市場 (消費者)       | 無し                   | 無し                       |

## 5. おわりに

談合成立の共通の要因として談合する業者の数が少ないことが挙げられる。日常的に団結することは、ビジネスに関する情報交換の場を活用するという点で、市場の現状、技術知識の共有などのメリットがあり、一概に悪いことではない。しかし業界の利益のみを考え、利己的になると問題が生じる。つまり業界の利益が経済社会全体に悪影響を及ぼし「公共の利益」に反する場合に問題となる。

発注者の側からも「受注者はその数が少なく、日常的に団結する」ことを前提とした発注条件を構築する必要がある。地方自治体は、予定価格の設定に現在以上に注意する必要がある。そして受注者の契約方法として、競争の重要性を実現させるために、随意契約や指名競争入札という限定された条件を付けるのではなく、一般競争入札を一般化する方向性が必要となる。

また、地方自治体並びに物件を扱う業者はともに、情報開示を進めることも重要である。例えば、地方自治体は入札時に応札者に入札価格の具体的根拠となる見積書を提出させたり、業者に事業報告書の中で物件の決算書（業者費用）を開示させることなどを義務化する。また、住民の監視機能が働くような住民監査権の尊重や原告の証明責任の範囲の再検討などが、今後の課題として含まれるだろう。

市場システムに関して、一般的に定義する競争市場について、スミスが競争市場の重要性を協調し、現代においても厚生経済学の基本定理である第1定理と第2定理によって、証明されていることは、競争市場だけが社会厚生を最大にするということである。この基本定理を十分機能させるには、個別市場の特性を経験的にとらえたうえで個別の市場にあった手段を政策として検討する必要がある。

## 参 考 文 献

- 牧厚志・六車明・西川理恵子（2016）「1000兆円の政府負債」、『三田商学研究』，59巻1号，2016年4月，pp.31-47。  
牧厚志（2018）「入札談合事件——経済学と法学からの考察——」、『三田商学研究』，61巻2号，2018年6月，pp.55-86。  
スミス，アダム（大内兵衛・松川七郎訳）（1969）『諸国民の富Ⅰ，Ⅱ』，岩波書店。

## 参 考 資 料

審決・命令・判決

(1) 第1事件

勧告審決：

「(株) 金門製作所ほか23名に対する件」平成4年(勸)第33号, 平成5年1月29日

「東光精機(株) ほか10名に対する件」平成4年(勸)第35号, 平成5年1月29日

「(株) 金門製作所ほか19名に対する件」平成4年(勸)第34号, 平成5年1月29日

課徴金納付命令：

「水道メーター製造業者及び同販売業者(東京都関係) に対する課徴金納付命令」平成6年(納) 第1号～平成6年(納) 第23号, 平成6年3月10日

「水道メーター製造業者及び同販売業者(福岡県関係) に対する課徴金納付命令」平成6年(納) 第33号～平成6年(納) 第40号, 平成6年3月10日

「水道メーター製造業者及び同販売業者(大阪府関係) に対する課徴金納付命令」平成6年(納) 第24号～平成6年(納) 第32号, 平成6年3月10日

(2) 第2事件

勧告審決：

「(株) 金門製作所ほか24名に対する件」平成9年(勸) 第3号, 平成9年4月18日

課徴金納付命令：

「水道メーター製造業者及び同販売業者に対する課徴金納付命令」平成9年(納) 第149号～平成9年(納) 第172号, 平成9年12月18日

高裁：

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反被告事件」東京高裁平成9年(の) 第1号, 平成9年12月24日判決

最高裁：

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反被告事件」最高裁平成10年(あ) 第148号, 平成12年9月25日決定

地裁：

「損害賠償請求事件[東京都水道局発注の水道メーター談合にかかわる住民訴訟]」, 東京地裁平成9年(行ウ) 142号, 平成15年1月7日取り下げ

「公文書非公開決定処分取り消し請求事件」横浜地裁平成9年(行ウ) 第24号, 平成10年10月26日判決

「損害賠償住民訴訟事件」津地裁平成10年(行ウ) 第9号, 平成11年9月9日判決

高裁：

「損害賠償住民訴訟控訴事件」名古屋高裁平成11年(行コ) 第27号, 平成13年8月21日判決

「損害賠償請求事件[東京都水道局発注の水道メーター談合事件]」, 東京高裁平成10年(ワ) 1号, 平成14年6月22日及び同年10月4日和解

(3) 第3事件

勧告審決：

「愛知時計電機(株) ほか17社に対する件」平成15年(勸) 第20号, 平成15年8月7日

同意審決：

「(株) 金門製作所に対する件」平成15年(判) 第38号, 平成16年2月5日

高裁：

「独占禁止法違反被告事件[東京都発注の水道メーター入札談合被告事件]」東京高裁平成15年(の) 第1号, 平成16年3月26日判決

課徴金納付命令：

「東京都が発注する水道メーターの入札参加業者に対する件」平成17年(納) 第24号～平成17年(納) 第36号, 平成17年2月7日



付表 1 年表

|        |                                                                                                                                                          |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和48年  | 東京都, 業者談合                                                                                                                                                |
| 昭和62年  | 福岡県, 業者談合                                                                                                                                                |
| 平成 2 年 | 東京都, 業者談合 (3月30日, 4月3日)<br>大阪府, 業者談合 (4月5日)                                                                                                              |
| 平成 3 年 | 公正取引委員会, 東京都業者・福岡県業者・大阪府業者立入検査 (12月12日)                                                                                                                  |
| 平成 4 年 | 東京都業者・福岡県業者・大阪府業者排除勧告 (12月11日)                                                                                                                           |
| 平成 5 年 | 東京都業者・福岡県業者・大阪府業者勧告審決 (1月29日)                                                                                                                            |
| 平成 6 年 | 東京都業者・福岡県業者・大阪府業者課徴金納付命令 (3月10日)<br>東京都, 業者談合 (4月12日, 4月15日)                                                                                             |
| 平成 7 年 | 東京都, 業者談合 (4月12日)                                                                                                                                        |
| 平成 8 年 | 東京都, 業者談合 (4月11日)<br>公正取引委員会立入検査 (7月11日)                                                                                                                 |
| 平成 9 年 | 公正取引委員会, 業者刑事告発 (2月4日)<br>公正取引委員会, 業者排除勧告 (3月19日)<br>起訴 (3月31日)<br>業者勧告審決 (4月18日)<br>東京都, 住民訴訟 (6月9日)<br>東京都, 業者課徴金納付命令 (12月18日)<br>東京都, 東京高裁判決 (12月24日) |
| 平成10年  | 東京都, 業者提訴 (4月14日)<br>横浜市, 水道メーカー談合文書判決 (10月26日)                                                                                                          |
| 平成11年  | 名張市, 津地裁判決 (9月9日)                                                                                                                                        |
| 平成12年  | 東京都, 最高裁決定 (9月25日)                                                                                                                                       |
| 平成13年  | 名張市, 名古屋高裁判決 (8月21日)                                                                                                                                     |
| 平成14年  | 東京都, 和解 (6月22日, 10月4日)                                                                                                                                   |
| 平成15年  | 東京都, 住民訴訟取り下げ (1月7日)<br>宇都宮市, 和解 (5月29日)<br>東京都, 業者刑事告発 (7月2日) 大手4社<br>東京都, 業者排除勧告 (7月15日)<br>東京都, 起訴 (7月23日)<br>勧告審決 (8月7日) (C02, C03, C30, C01)        |
| 平成16年  | 東京都, 同意審決 (2月5日)<br>東京都, 東京高裁判決 (3月26日) 1社, 2個人<br>東京都, 東京高裁判決 (4月30日) 2社, 2個人<br>東京都, 東京高裁判決 (5月21日) 1社, 1個人<br>横浜市, 損害賠償請求訴訟提起 (11月19日) (横浜地裁)         |
| 平成17年  | 東京都, 課徴金納付命令 (2月7日)<br>神奈川県, 損害賠償請求訴訟 (4月27日) (横浜地裁)                                                                                                     |
| 平成18年  | 東京都, 課徴金納付命令審決 (3月24日, 4月25日 2件)<br>川崎市, 損害賠償請求訴訟 (2月8日) (横浜地裁)                                                                                          |
| 平成21年  | 神奈川県, 損害賠償請求訴訟敗訴 (7月16日) (横浜地裁)<br>神奈川県, 損害賠償請求訴訟控訴 (7月29日) (東京高裁)                                                                                       |
| 平成22年  | 神奈川県, 損害賠償請求訴訟控訴敗訴 (5月28日) (東京高裁)<br>横浜市, 水道メーカー入札訴訟敗訴 (9月15日) (横浜地裁)                                                                                    |
| 平成23年  | 川崎市, 水道メーカー入札談合訴訟敗訴 (1月20日) (横浜地裁)                                                                                                                       |
| 平成24年  | 横浜市, 損害賠償請求訴訟控訴敗訴 (10月11日) (東京高裁) 平成12年3月から平成14年3月が対象                                                                                                    |

付表2 水道メーター入札談合事件当事者

その1 第1事件関連

| 会社名 | 1<br>審決<br>東京 | 2<br>福岡 | 3<br>大阪 | 4<br>課徴金<br>東京 | 5<br>福岡 | 6<br>大阪 |
|-----|---------------|---------|---------|----------------|---------|---------|
| C01 | ○             | ○       | ○       | ○              | ○       | ○       |
| C02 | ○             | ○       | ○       | ○              | ○       | ○       |
| C03 | ○             | ○       | ○       | ○              | ○       | ○       |
| C04 | ○             |         |         | ○              |         |         |
| C05 | ○             | ○       | ○       | ○              | ○       | ×       |
| C06 | ○             |         |         | ○              |         |         |
| C07 | ○             |         |         | ○              |         |         |
| C08 | ○             | ○       | ○       | ○              | ○       | ○       |
| C09 | ○             | ○       | ○       | ○              | ○       | ○       |
| C10 | ○             |         |         | ○              |         |         |
| C11 | ○             |         |         | ○              |         |         |
| C12 | ○             |         |         | ○              |         |         |
| C13 | ○             |         |         | ○              |         |         |
| C14 | ○             | ○       | ○       | ○              | ○       | ○       |
| C15 | ○             |         | ○       | ○              |         | ○       |
| C16 | ○             |         | ○       | ○              |         | ○       |
| C17 | ○             |         |         | ○              |         |         |
| C18 | ○             | ○       |         | ○              | ×       |         |
| C19 | ○             |         |         | ○              |         |         |
| C20 | ○             |         |         | ○              |         |         |
| C21 | ○             |         |         | ○              |         |         |
| C22 | ○             |         |         | ○              |         |         |
| C23 | ○             |         |         | ○              |         |         |
| C24 | ○             |         |         | ×              |         |         |
| C25 |               | ○       |         |                | ○       |         |
| C26 |               | ○       |         |                | ×       |         |
| C27 |               | ○       |         |                | ×       |         |
| C28 |               |         | ○       |                |         | ○       |
| C29 | ×             |         |         |                |         |         |

## その2 第2事件関連

| 会社名 | 7<br>審決 | 8<br>課徴金 | 9<br>高裁 | 10<br>最高裁 |
|-----|---------|----------|---------|-----------|
| C01 | ○       | ○        | ○       |           |
| C02 | ○       | ○        | ○       |           |
| C03 | ○       | ○        | ○       |           |
| C04 | ○       | ○        | ○       |           |
| C05 | ○       | ○        | ○       |           |
| C06 | ○       | ○        | ○       |           |
| C07 | ○       | ○        | ○       |           |
| C08 | ○       | ○        | ○       |           |
| C09 | ○       | ○        | ○       |           |
| C10 | ○       | ○        | ○       | ○         |
| C11 | ○       | ○        | ○       |           |
| C12 | ○       | ○        | ○       |           |
| C13 | ○       | ○        | ○       |           |
| C14 | ○       | ○        | ○       |           |
| C15 | ○       | ○        | ○       |           |
| C16 | ○       | ○        | ○       |           |
| C17 | ○       | ○        | ○       |           |
| C18 | ○       | ○        | ○       |           |
| C19 | ○       | ○        | ○       | ○         |
| C20 | ○       | ○        | ○       |           |
| C21 | ○       | ○        | ○       |           |
| C22 | ○       | ○        | ○       |           |
| C23 | ○       | ○        | ○       |           |
| C24 | ○       | ○        | ○       |           |
| C29 | ○       | ×        | ○       |           |

## その3 第3事件関連

| 会社名 | 11<br>勧告審 | 12<br>同意審 | 13<br>高裁 | 14<br>納付 | 15<br>納付審決 |
|-----|-----------|-----------|----------|----------|------------|
| C01 |           | ○         | ○        | ○        |            |
| C02 | ○         |           | ○        | ○        |            |
| C03 | ○         |           | ○        | ○        |            |
| C06 | ○         |           |          | ×        |            |
| C07 | ○         |           |          | ○        |            |
| C08 | ○         |           |          | ○        |            |
| C09 | ○         |           |          | ○        |            |
| C13 | ○         |           |          | 失効       | ○          |
| C15 | ○         |           |          | ○        |            |
| C17 | ○         |           |          | ×        |            |
| C18 | ○         |           |          | ○        |            |
| C20 | ○         |           |          | ×        |            |
| C28 | ○         |           |          | ○        |            |
| C30 | ○         |           | ○        | ○        |            |
| C31 | ○         |           |          | ×        |            |
| C32 | ○         |           |          | 失効       | ○          |
| C33 | ○         |           |          | 失効       | ○          |
| C34 | ○         |           |          | ×        |            |
| C35 | ○         |           |          | ×        |            |